

障害保健福祉に関する令和6年度予算案の概要

厚生労働省
障害保健福祉部

◆予算額 (令和5年度予算額)
2兆0,157億円



(令和6年度予算案)
2兆1,260億円(+1,103億円、+5.5%)

【主な施策】 ※ () 内は令和5年度予算額

(1) 良質な障害福祉サービス等の確保 1兆5,651億円 (1兆4,728億円)

障害者が身近な地域等で暮らすために必要な障害福祉サービス等に必要経費を確保する。

【参考】 障害者自立支援給付費負担金 (厚労省計上) + 障害児入所給付費等負担金 (こども家庭庁計上)
(令和5年度予算額) 1兆9,211億円 → (令和6年度予算案) 2兆0,341億円

○障害福祉サービス等報酬改定への対応

障害福祉分野の人材確保のため、介護並びの処遇改善を行うとともに、障害者が希望する地域生活の実現に向けて、介護との収支差率の違いも勘案しつつ、新規参加が増加する中でのサービスの質の確保・向上を図る観点から、経営実態を踏まえたサービスの質等に応じたメリハリのある報酬設定を行うことにより、改定率は全体で+1.12%とする。

なお、改定率の外枠で処遇改善加算の一本化の効果等があり、それを合わせれば改定率+1.5%を上回る水準となる。

<改定の基本的な方向性>

- I. 障害者が希望する地域生活を実現する地域づくり
 - 1 障害者が希望する地域生活を実現・継続するための支援の充実
 - 2 医療と福祉の連携の推進
 - 3 精神障害者の地域生活の包括的な支援
- II. 社会の変化等に伴う障害児・障害者のニーズへのきめ細かな対応
 - 1 障害児に対する専門的で質の高い支援体制の構築
 - 2 障害者の多様なニーズに応じた就労の促進
- III. 持続可能で質の高い障害福祉サービス等の実現のための報酬等の見直し

○補装具費の基準額 (上限額) の見直しへの対応

補装具費の支給における基準額 (上限額) について、近年の材料費等の変化を加味し、補装具事業者の実態も踏まえ見直しを行う。
また、障害のあるこどもの日常生活と成長に欠かせない補装具費支給制度の所得制限を撤廃する。

(2) 障害福祉サービス事業所における人材確保や処遇改善の促進等のための支援体制の強化 38百万円 (新規)

事業所における報酬手続き等の事務サポート、広報、人材確保対策等を各都道府県レベルで総合的に支援する体制を整備することにより、令和6年度報酬改定の円滑な施行や、事業所の事務負担の軽減、報酬算定の適正化、処遇改善の促進等を図る。

- ・ **障害福祉の現場で働く人々の収入の引き上げの実施** 令和5年度補正予算：**126億円**
障害福祉職員を対象に収入を2%程度(月額平均6千円相当)引き上げるための措置を実施する。(令和6年2月～同年5月分)
- ・ **障害福祉等分野における食材料費・光熱水費高騰への支援** 令和5年度補正予算：**重点支援地方交付金の内数**
物価高騰により苦しむ障害福祉サービス事業所・施設等(補装具事業者を含む。)への、重点支援地方交付金の活用を促進する。
- ・ **福祉・介護職員処遇改善加算等の取得促進及び人材確保対策の支援** 令和5年度補正予算：**2.3億円**
都道府県等が行う障害福祉サービス等への研修会や専門的な相談員の派遣を通じた助言・指導等の支援、地域の実情に応じて緊急的に実施する障害福祉分野の総合的な人材確保対策の取組みに対する支援を行う。
- ・ **都道府県等による事業所等へのサポート体制の準備支援** 令和5年度補正予算：**1.8億円**
障害福祉サービス事業所等サポート事業の円滑な実施に向け、都道府県等におけるサポートセンターの立ち上げ準備に必要な経費を支援する。

(3) 意思疎通支援事業等による地域生活支援の推進 505億円 (504億円)

意思疎通支援など障害者等の地域生活を支援する事業について、地域の特性や利用者の状況に応じ、事業の推進を図る。

(4) 障害福祉サービス事業所等の整備等の推進 44.7億円 (44.6億円)

障害者の社会参加支援や地域生活支援を更に推進するため、自治体の整備計画に基づいた民間事業者による通所施設等の整備を支援する。

- ・ **障害者支援施設等の耐災害性強化等** 令和5年度補正予算：**102億円**
「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づく障害者支援施設等に対する耐震化整備、非常用自家発電設備の設置、浸水対策等に要する費用の補助を行うとともに、自治体の整備計画に基づく整備を推進する。
- ・ **障害者支援施設等の災害復旧への支援等** 令和5年度補正予算：**3.3億円**
災害により被害を受けた障害者支援施設等の速やかな復旧を図るため、障害者支援施設等における災害復旧事業に要する費用を補助するとともに、災害発生時における災害情報の共有体制を構築する。

(5) 強度行動障害を有する者に対する地域支援機能の強化 4.3億円 (3.9億円)

著しい行動障害が生じているなどの難しい事案に対応する現場の職員を支援するため、高い専門性を有する「広域的支援人材」を発達障害者支援センター等に新たに配置し、現場に訪問等をして適切なアセスメントを行うとともに、現場の職員と共に有効な支援方法の整理を行い、環境調整を進めていく。

(6) 障害者等の自立・社会参加支援の推進 16.5億円 (16.5億円) ※一部再掲

手話通訳者をはじめとする意思疎通支援従事者の確保・派遣やICT機器の利用支援の取組、読書環境の整備の促進等を行う。さらに、第2期障害者文化芸術活動推進基本計画の策定を踏まえ、地域における障害者の芸術文化活動を支援する都道府県センターの設置や、障害者芸術・文化祭の開催による芸術文化活動（美術、演劇、音楽等）を通じた障害者の社会参加をより一層推進するとともに、大阪・関西万博（2025年日本国際博覧会）の開催に向けて、開催自治体と連携し、障害者による文化芸術作品等を創造・発表・鑑賞する機会を創出し、国内外に向け広く発信する。

(7) 工賃向上等のための取組の推進 5.8億円 (7.0億円)

一般就労が困難な障害者の自立した生活を支援する観点から、就労継続支援事業所などに対し、経営改善、商品開発、市場開拓や販路開拓等に対する支援を行うとともに、在宅障害者に対するICTを活用した就業支援体制の構築や販路開拓等の支援等を実施する。また、全都道府県において、関係者による協議体の設置により共同受注窓口の機能を強化することで、企業等と障害者就労施設等との受発注のマッチングを促進し、障害者就労施設等に対する官公需や民需の増進を図ることに加え、農福連携に係る共同受注窓口の取組を支援する。

・ ICT機器等導入による障害者の生産能力向上及び就労可能分野の拡充の推進 令和5年度補正予算：3.2億円

事業所の生産活動の改善等に向けた取組をさらに支援するため、障害特性に配慮したICT機器等の導入に係る費用の補助を通じ、利用者が働きやすい職場環境を整備することにより、障害者の生産能力の向上を図るとともに、障害者が従事可能な担当業務の拡充を図る。

・ 障害者就労施設工賃向上生産設備導入モデル事業 令和5年度補正予算：3.0億円

障害者就労施設が生産設備を導入し、障害者の工賃向上に資する取組を行う際にモデル事業として実施し、その効果を検証のうえ好事例の横展開を図る。

・ 農福連携プラス推進モデル事業 令和5年度補正予算：1.3億円

農福連携の取組みに意欲的な障害者就労支援施設に対して、マッチング、立ち上げ支援と一括的に支援し、効果検証を含む事例報告までを一気通貫にしたモデル事業を行い、事例の全国展開をすることで、農福連携の取組を推進する。

(8) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 8.4億円 (7.6億円) ※一部再掲

精神障害者が地域の一員として安心して自分らしく暮らせるよう、住まいの確保支援を含めた精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指す。

また、市町村長同意による医療保護入院者等を対象とした実効的な支援のため、都道府県等において、訪問支援員が精神科病院へ訪問し、患者の話を丁寧に聴きつつ必要な情報提供を行う事業を行うことができる旨の規定が令和6年4月より新設されるため、体制の更なる構築を図る。

(9) アルコール・薬物・ギャンブル等の依存症対策の推進 8.4億円 (8.4億円)

アルコール、薬物、ギャンブル等の依存症患者やその家族等が必要な治療や支援を受けられるよう、全国拠点機関において、依存症対策に携わる人材の養成等に取り組む。

また、都道府県等において、依存症の治療・相談支援等を担う人材を育成するとともに、相談拠点や専門医療機関等の設置を行うことにより、各地域における医療・相談支援体制の整備等を推進する。

さらに、相談支援や普及啓発等に全国規模で取り組む民間団体を支援するとともに、依存症の正しい理解を深めるための普及啓発を実施する。

・依存症に係る医療の充実等を図るための支援 令和5年度補正予算：2.5億円

アルコール依存症、薬物依存症、ギャンブル等依存症及びゲームに関連する問題など、依存症の実態解明や地域の現状・課題に関する調査研究を実施し、依存症対策を推進する。

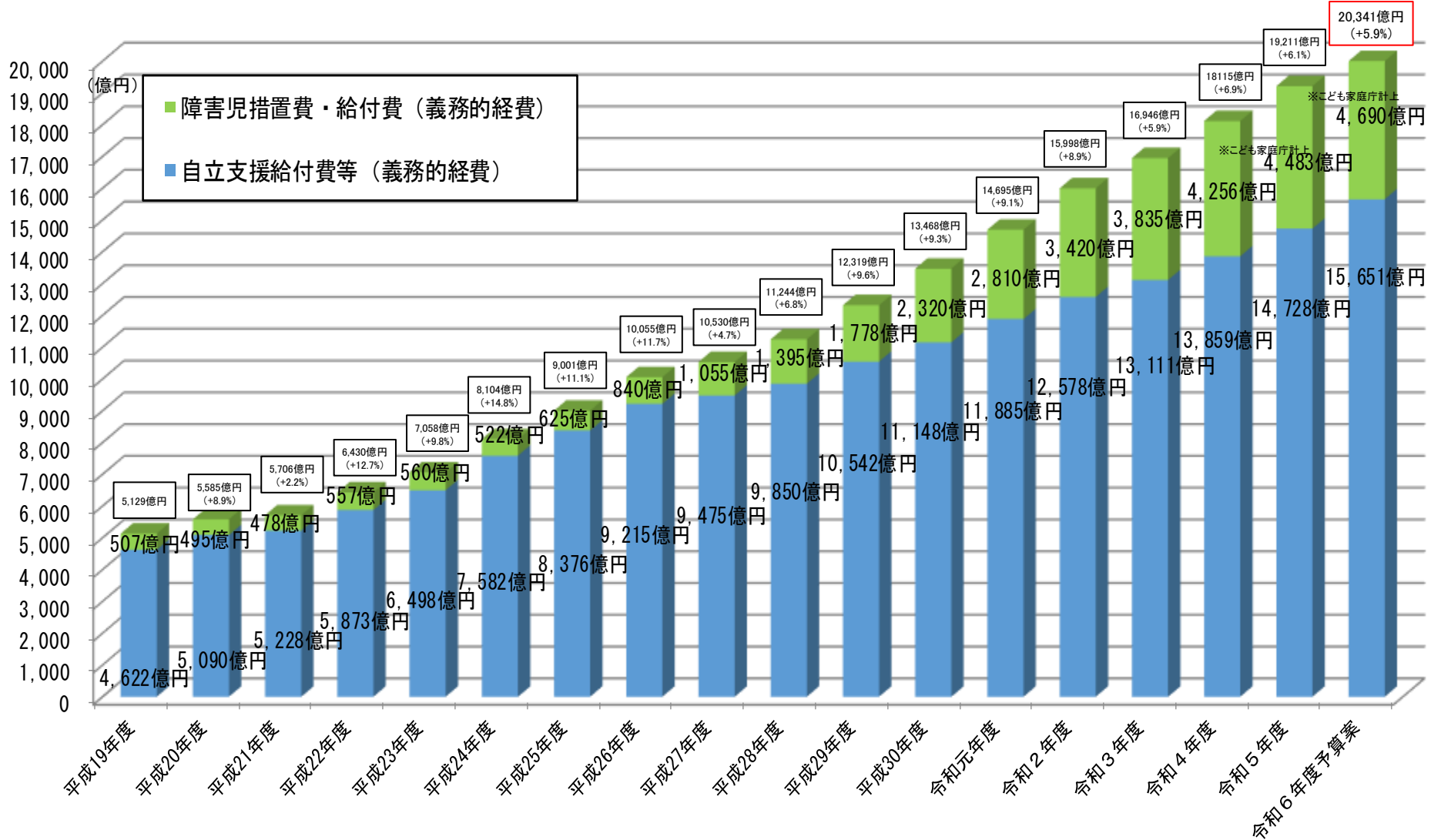
(10) 虐待対応体制整備の支援 41百万円 (新規) ※再掲

改正精神保健福祉法において、令和6年4月から、精神科病院の業務従事者による虐待を受けたと思われる患者を発見した者は速やかに都道府県・指定都市に通報することが義務付けられるため、精神科病院に対する指導監督権限を有する都道府県・指定都市において、虐待事案に対し適切な対応をするために必要な経費について財政的支援を行うことにより、虐待の防止や障害者の保護等の対応ができる体制を整備する。

參考資料

障害福祉サービス等予算の推移

障害福祉サービス関係予算額は15年間で3倍以上に増加している。



令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の基本的な方向性について（概要）

障害福祉サービス等報酬改定検討チームにおけるこれまでの議論を踏まえ、以下の主要事項に沿って、基本的な方向性を取りまとめた。障害福祉分野における賃上げをはじめとする人材確保への対応は喫緊かつ重要な課題であり、物価高騰・賃金上昇、経営の状況、支え手が減少する中での人材確保の必要性等を踏まえ、利用者が必要なサービスを受けられるよう、必要な処遇改善の水準の検討を含め、必要な対応を行うことが重要な課題である。

I 障害者が希望する地域生活を実現する地域づくり

1. 障害者が希望する地域生活を実現・継続するための支援の充実

- ・ 障害者支援施設のすべての入所者に対して、地域移行の意向を確認。グループホームの見学、地域活動への参加等を評価
- ・ 施設から地域移行した者がいる場合に加算で評価
- ・ 地域生活支援拠点等の機能の充実を図るため、障害者の緊急時の受入れや地域移行の推進に取り組む相談支援事業者を評価
- ・ グループホームにおける食材料費等の適切な管理の徹底、外部の目を定期的に入れる取組
- ・ 居宅介護及び重度訪問介護の国庫負担基準について、介護保険対象者の区分の追加や単位の見直しを実施
- ・ 高次脳機能障害を有する者への支援に対する評価
- ・ 相談支援における医療等の多機関連携のための各種加算の拡充
- ・ 強度行動障害を有する児者を支援する「中核的人材」の配置や「集中的支援」について評価

2. 医療と福祉の連携の推進

- ・ 医療的ケアが必要な者への喀痰吸引や入浴支援等の促進
- ・ 福祉型短期入所サービスにおける医療的ケア児者の受入れを促進
- ・ 入院中に特別なコミュニケーション支援を行うための重度訪問介護の利用について、障害支援区分4及び5の利用者も対象に追加
- ・ 感染症発生時に備えた医療機関との連携強化

3. 精神障害者の地域生活の包括的な支援

- ・ 多職種による包括的支援を中心とした、回復期の入院患者に対する医療や入退院の支援等を含めた医療提供体制の評価

※ 診療報酬改定については、中医協において議論

II 社会の変化等に伴う障害児・障害者のニーズへのきめ細かな対応

1. 障害児に対する専門的で質の高い支援体制の構築

- ・ 児童発達支援センターの機能強化
- ・ 児童発達支援・放課後等デイサービスにおける総合的な支援の推進、時間区分創設、関係機関との連携強化
- ・ 支援ニーズの高い児への支援や家族支援の評価拡充
- ・ インクルージョンの取組や保育所等訪問支援の評価拡充
- ・ 障害児入所施設の家庭的な環境確保や移行支援の充実

2. 障害者の多様なニーズに応じた就労の促進

- ・ 就労継続支援A型の生産活動収支の改善等を評価
- ・ 就労継続支援B型における平均工賃月額の向上を評価
- ・ 就労選択支援の円滑な実施のための人員配置基準等の設定

III 持続可能で質の高い障害福祉サービス等の実現のための報酬等の見直し

- ・ 処遇改善加算の一本化。必要な水準とあわせ、処遇改善に構造的につながる仕組みを構築
- ・ 障害者支援施設における見守り機器導入による加算要件の緩和
- ・ 事業者が提出する各種様式等の簡素化・標準化
- ・ 経営実態調査を踏まえた経営状況やサービスの質に応じた評価を行うための基本報酬の見直し
- ・ 生活介護の基本報酬設定にサービス提供時間毎の区分を追加
- ・ 補足給付の基準費用額について経営実態調査等の結果を踏まえた見直し

基本的な考え方

- 補装具費の基準額について、近年の材料費等の変化や補装具事業者の実態を踏まえた見直し(告示改正)を行う。

主な改正内容(案)

- 補装具の種目ごとの基準額について、近年の材料費等の変化による影響を踏まえ、適切に反映。
- 義肢装具士による採型・適合が必要な義肢・装具の基準額について、人件費の上昇を適切に反映。
- 車椅子及び電動車椅子の採寸・適合にかかる人件費、流通経費について、基本価格として別立てで評価。
- 上記のほか、技術革新による作業効率化に伴う見直しや、車椅子の本体価格の見直し等による適正化を図る。

告示改正のスケジュール

- 令和6年2月上旬：パブリックコメントを開始
- 令和6年4月1日：施行

障害福祉サービス事業所等サポート事業

令和6年度当初予算案 38百万円 (-) ※ ()内は前年度当初予算額

※令和5年度補正予算額 1.8億円

1 事業の目的

- 障害福祉分野については小規模な事業所も多く、事業所の事務処理や自治体の支援体制等において、以下の課題が指摘されている。
 - ・ 報酬改定や加算の請求など報酬請求に係る事務等について事業所の負担が大きい。丁寧な周知が必要。自治体のノウハウが乏しい。
 - ・ 各事業所(市町村)単位での人材確保対策も困難であり、各都道府県レベルで事業を実施した方が効果的である。
 - ・ 障害福祉サービス等事業所の情報公表制度については、公表済みが8割、財務の状況については4割程度と未だ低調である。
- そこで、報酬手続き等の事務サポート、広報、人材確保対策等を、各都道府県レベルで総合的に支援する体制を整備することにより、令和6年度報酬改定の円滑な施行や、事業所の事務負担の軽減、報酬算定の適正化、ノウハウの蓄積等が期待できる。

2 事業の概要

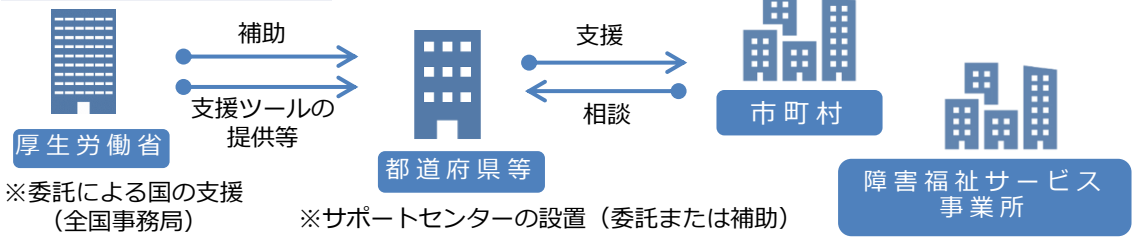
事業所の事務体制等のサポート等を行うため、次の事業を行う場合に必要な事務費等を補助し、各都道府県等における障害福祉サービス等事業所や市町村に対する支援体制の確保を図るものである。

1. 障害福祉サービス等事業所の情報公表や財務状況の見える化促進のための体制の確保
2. 人材確保対策（障害福祉分野のしごとの魅力の発信など）
3. 制度改正等に係る周知・広報（特に、法改正や報酬改定、各種加算のきめ細かな周知、BCP作成支援など）
4. 事業所等からの各種相談等に対する助言等（各種事務に関する照会対応や国からの調査の支援など）
5. 研修等による事業所間のネットワーク構築や事業所等の人材育成

3 実施主体等

- ◆ 実施主体：都道府県、指定都市、中核市
- ◆ 補助率：1/2
- ※ 別途、国が自治体等に対して支援するための経費を措置。
- ※ 「障害福祉サービス等支援体制整備事業」は廃止。
- ※ 地域生活支援事業（しごとの魅力発信事業）は廃止。

4 スキーム等



令和6年度当初予算案 505億円（504億円） ※（）内は前年度当初予算額

- 地域生活支援事業 444億円（445億円）（注）
- 地域生活支援促進事業 60億円（59億円）

注）地域共生社会の実現に向けた重層的支援体制整備事業※の対応分を含む。
また、令和5年度予算額は、令和6年度障害福祉サービス報酬改定により障害福祉サービス報酬へ移行する「地域移行のための安心生活支援事業」分を除く。
※ 障害分は基幹相談支援センター等機能強化事業等分、地域活動支援センター機能強化事業分。いずれも基本事業の交付税措置分を除く。

1 事業の目的

地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な形態による事業や政策的な課題に対応する事業を計画的に実施し、もって障害者等の福祉の増進を図るとともに、障害の有無に関わらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与する。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

○ 地域生活支援事業

（障害者総合支援法第77条・第77条の2・第78条）（※統合補助金）

事業の実施主体である市町村等が、地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に実施することにより、効果的・効率的な事業実施が可能である事業

【補助率】

- ①市町村事業：国1/2以内、都道府県1/4以内で補助
- ②都道府県事業：国1/2以内で補助

【主な事業】

- ①市町村事業：移動支援事業、日常生活用具給付等事業、意思疎通支援事業、相談支援事業、地域活動支援センター機能強化事業、日中一時支援
- ②都道府県事業：発達障害者支援センター運営事業、専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業・派遣事業、福祉ホーム

○ 地域生活支援促進事業（平成29年度創設）

発達障害者支援、障害者虐待防止対策、障害者就労支援、障害者の芸術文化活動の促進等、国として促進すべき事業（特別枠に位置づけ、5割又は定額の補助を確保し、質の高い事業実施を図る。）

【補助率】国1/2又は定額（10/10相当）

【主な事業】発達障害者支援体制整備事業、障害者虐待防止対策支援事業、障害者就業・生活支援センター事業、障害者芸術・文化祭開催事業

＜事業実績＞

1,730市町村、47都道府県（1,727市町村、47都道府県）
※ 令和3年度実績ベース、括弧は令和2年度

【R6年度当初予算案における主な新規・拡充事業】

- 都道府県による基幹相談支援センター・地域生活支援拠点等整備推進事業（新規）
- 都道府県・指定都市における虐待対応体制整備支援事業（新規）
- 発達障害者支援体制整備事業
- 工賃向上計画支援等事業
- 入院者訪問支援事業
- 障害者ICTサポート総合推進事業
- 重度訪問介護利用者の大学修学支援事業

令和6年度当初予算案 505億円の内数 (504億円の内数) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の成立などの動向を踏まえると、全ての障害のある方々が、社会の様々な分野において必要な情報の取得や利用、円滑な意思疎通を行うことができるようにする体制を整備することが喫緊の課題となっている。

このため、現在、都道府県等が行う手話通訳等に携わる人材の派遣や市町村が行う意思疎通支援事業（手話通訳者・要約筆記者の設置や派遣等）などの支援体制の構築を推進する。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

1. 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業 (都道府県必須事業)

(1) 事業内容

- ① 手話通訳者・要約筆記者派遣事業
複数市町村の住民が参加する会議等、市町村等での対応が困難な場合に、手話通訳者又は要約筆記者を派遣する。
- ② 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業
コミュニケーション及び移動等の支援を行う盲ろう者向け通訳・介助員を派遣する。
- ③ 失語症者向け意思疎通支援者派遣事業
複数市町村の住民が参加する会議等、市町村等での対応が困難な場合に、失語症者向け意思疎通支援者を派遣する。

(2) 実施主体：都道府県、指定都市及び中核市 (団体等への委託も可能)

(3) 補助率：国 1 / 2 以内

2. 意思疎通支援事業 (市町村必須事業)

(1) 事業内容

手話通訳者、要約筆記者を派遣する事業、手話通訳者を設置する事業、点訳、代筆、代読、音声訳等による支援事業など意思疎通支援を実施する。

(2) 実施主体：市町村 (団体等への委託も可能)

(3) 補助率：国 1 / 2 以内、都道府県 1 / 4 以内

3. 手話奉仕員養成研修事業 (市町村必須事業)

(1) 事業内容

聴覚障害者等との交流活動の促進などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成する。

(2) 実施主体：市町村 (団体等への委託も可能)

(3) 補助率：国 1 / 2 以内、都道府県 1 / 4 以内

3 事業実績

※令和3年度地域生活支援事業の実績のある自治体割合等

■ 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業 (都道府県等)

- ① 手話通訳者・要約筆記者 41.1% (R3 : 53自治体、R2 : 54自治体)
- ② 盲ろう者向け通訳・介助員 62.8% (R3 : 81自治体、R2 : 74自治体)
- ③ 失語症者向け意思疎通支援者 13.2% (R3 : 17自治体、R2 : 7自治体)

■ 意思疎通支援事業 (市区町村) 77.7% (R3 : 1,353自治体、R2 : 1,325自治体)

■ 手話奉仕員養成研修事業 (市区町村) 54.6% (R3 : 950自治体、R2 : 705自治体)

【推進内容】

自治体によって、障害種別ごとの実施状況が異なっているため、障害種別ごとの事業を実施する自治体の割合**100%達成**に向けて、実施状況の公表等を通じて取組を推進

社会福祉施設等施設整備費補助金

令和6年度当初予算案 45億円 (45億円) ※()内は前年度当初予算額
※令和5年度補正予算額 102億円

1 事業の目的

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」、「生活保護法」等の規定に基づく施設等の整備に要する費用の一部を補助することにより、入所者等の福祉の向上を図ることを目的としている。

2 事業の概要

障害者の社会参加支援や地域生活支援を更に推進するため、自治体の整備計画に基づいた民間事業者による通所施設等の整備を推進する。



3 実施主体等

実施主体：社会福祉法人等

補助率：1/2〔間接補助〕
(負担割合：国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/4、設置者1/4)

- 対象施設：ア 障害者総合支援法関連
障害者支援施設、障害福祉サービス事業所（生活介護、就労継続支援）、居宅介護事業所（居宅介護、行動介護）、短期入所施設、共同生活援助事業所（グループホーム）等
- イ 生活保護法等関連
救護施設、更生施設、授産施設、宿泊提供施設 等
- ウ 売春防止法等関連
婦人保護施設、婦人相談所一時保護所 等

事業実績：162件（令和4年度）

地域における強度行動障害を有する者の支援体制の強化

(発達障害者支援体制整備事業 (地域生活支援促進事業))

令和6年度当初予算案 4.3億円 (3.9億円) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

乳幼児期から成人期における各ライフステージに対応する一貫した支援の提供を目的として、関係機関等によるネットワークの構築や発達障害に関する住民の理解促進のためのセミナー等の開催、発達障害特有のアセスメントツールの導入を促進するための研修会等の開催を行っている。また、地域の中核である発達障害者支援センターの地域支援機能の強化を図るため、「発達障害者地域支援マネジャー」の配置を行い、市町村・事業所・医療機関との連携や困難ケースへの対応を行っている。

2 事業の概要・実施主体等

(1) 発達障害者地域支援マネジャーの配置

市町村や事業所における困難事例への助言や医療機関等との連携等を行う発達障害者地域支援マネジャーを配置する。

(2) 住民の理解促進

発達障害に関する住民の理解促進のため、小冊子の作成・配布、セミナー等を開催する。

(3) アセスメントツール導入促進

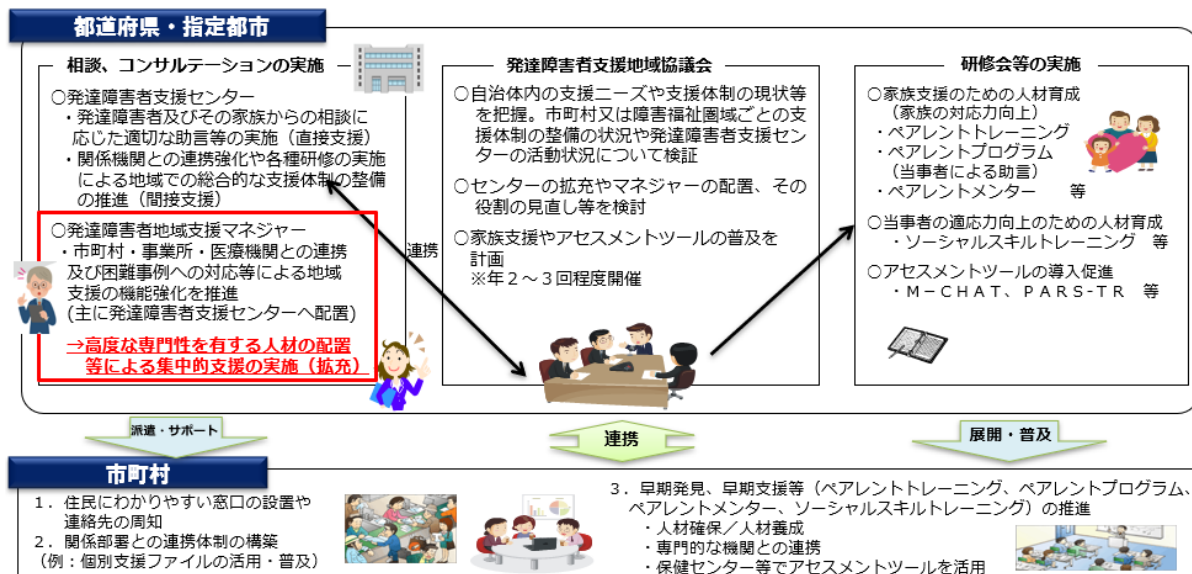
市町村などの関係機関を対象に発達障害児者支援の尺度となるアセスメントツールの導入促進を図るための研修を実施する。

(4) 個別支援ファイルの活用促進

市町村等に対する個別支援ファイル (当事者の発達の状況や特性、支援の経過等を記録) の活用促進に関する取組を行う。

(5) 集中的支援の実施【拡充】

実施主体：都道府県、指定都市
補助率：1/2



【拡充内容】

著しい行動障害が生じているなどの対応が難しい事案について現場で支援にあたる人材等に対して、コンサルテーション等による指導助言が可能な高い専門性を有する「広域的支援人材」を発達障害者支援センターに新たに配置し、集中的な訪問等による適切なアセスメントと有効な支援方法の整理を共に行い、環境調整を進めていく。

障害者の情報アクセシビリティ・コミュニケーション支援に係る 令和6年度予算（案）（厚生労働省分）

情報取得等に資する機器等の開発・普及の促進等

- **障害者のICT機器等の利用促進等 5.9億円（5.6億円）**
 - ・ 障害者ICTサポート総合推進事業
障害者のICT機器の利用促進等に関する総合的なサービス拠点（サポートセンター等）の運営等を実施。
※ 全国実施に向けて実施自治体の増等を推進。
 - ・ 障害者等のICT機器利用支援事業
自治体が設置するサポートセンターの活動を支援する連携事務局の設置。
 - ・ 障害者自立支援機器等開発促進事業
障害者の自立支援機器の開発など、企業が障害者等と連携して開発する取組に対して助成を行う。
※ 助成対象とする機関数を拡充。
- **読書バリアフリーの推進等 4.6億円（4.9億円）**
 - ・ 視覚障害者等用図書情報ネットワーク「サピエ」の運営支援
 - ・ 視聴覚障害者情報提供施設の運営 ※執行実績に合わせた減
視聴覚障害者に対する情報支援を行う点字図書館や聴覚障害者情報提供施設を運営。
- **日常生活用具給付等事業 505億円の内数（504億円の内数）**
 - 障害者等の日常生活がより円滑に行われるための用具を給付又は貸与する。

意思疎通支援者の確保・養成・資質の向上等

- **意思疎通支援事業等の推進 505億円の内数（504億円の内数）**
 - ・ 意思疎通支援事業等
意思疎通に支障がある障害者等の意思疎通を支援するため、手話通訳者、要約筆記者等の派遣や養成等を実施。
※ 全国実施に向けて実施自治体の増等を推進。
 - ・ 意思疎通支援従事者の質の向上
意思疎通支援に携わる者のスキルアップ研修等を実施。
- **意思疎通支援従事者の確保 2.3億円（2.3億円）**
 - ・ 若年層の手話通訳者養成モデル事業
大学生等を対象とした手話通訳講座等を実施することにより、人材確保の裾野の拡大を目指す。
※ 講座実施大学数を拡充。
 - ・ 意思疎通支援従事者の養成研修指導者の養成
各自治体を実施する意思疎通支援従事者の養成研修で必要な指導者を養成。
 - ・ 意思疎通支援従事者の確保事業
主として若年層の人材確保を促進するため、意思疎通支援従事者の活躍や魅力、先駆的に取り組んでいる企業・団体等に関する広報・啓発活動等を実施。

障害者の芸術文化活動に関する予算（厚生労働省）令和6年度予算（案）

令和6年度予算案 3.7億円（3.7億円）

1. 障害者芸術文化活動普及支援事業

令和6年度予算案 2.9億円（3.0億円）

※執行実績に合わせた減

地域における障害者の自立と社会参加の促進を図るため、全国に障害者の芸術文化活動に関わる支援センター等の設置を行い、支援の枠組みを整備することにより、障害者の芸術文化活動（美術、演劇、音楽等）を推進する。

- (1) 都道府県レベルにおける活動支援（都道府県内の相談支援、人材育成、関係者のネットワークづくり等）
- (2) ブロックレベルにおける広域支援（都道府県の支援センターへの支援、自治体の基本計画策定支援、ブロック研修等）
- (3) 全国レベルにおける支援（全国の情報収集・発信、ネットワーク体制の構築等）

〔実施主体・補助率〕 (1) 都道府県 1/2 (2) (3) 社会福祉法人、NPO法人等 定額（10/10相当）

2. 障害者芸術・文化祭の開催等

(1) 全国障害者芸術・文化祭開催事業（地域生活支援促進事業）

令和6年度予算案 0.7億円（0.7億円）

障害者の生活を豊かにするとともに、国民の障害への理解と認識を深め、障害者の自立と社会参加の促進に寄与することを目的とし、美術、音楽、演劇、舞踊など、多様な文化芸術活動で構成する全国障害者芸術・文化祭を開催する。障害の有無にかかわらず国民の参加や発表等の機会の充実を図るため、文化庁等の主催する国民文化祭と一体的に開催する。

〔実施主体・補助率〕 開催都道府県 10/10

(2) 障害者芸術・文化祭のサテライト開催事業（地域生活支援事業）

令和6年度予算案 505億円の内数（504億円の内数）

障害者による芸術文化活動の全国における裾野の拡大や地域における交流機会の拡充を図ることを目的とし、全国障害者芸術・文化祭と連携・連動するサテライト型の芸術・文化祭を実施する。

〔実施主体・補助率〕 都道府県（全国障害者芸術・文化祭の開催県を除く）1/2以内

3. 障害者芸術文化活動特別推進事業

新規

令和6年度予算案 0.1億円（-）

特に芸術文化活動の普及が見込めるイベントと連携し、障害者による文化芸術作品等を創造・発表・鑑賞する機会を創出するとともに、国内外に向け広く発信する。

〔実施主体・補助率〕 都道府県 1/2

工賃向上計画支援等事業（地域生活支援促進事業）

令和6年度当初予算案 5.8億円（7.0億円） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

就労継続支援事業所等の利用者の工賃・賃金向上等を図るため、事業所に対する経営改善や商品開発等に対する支援、共同受注窓口による情報提供体制の整備、在宅障害者に対するICTを活用した就業支援体制の構築や販路開拓等の支援及び農福連携の取組への支援等を実施する。

2 事業の概要

(1) 基本事業（補助率：1/2）

① 工賃等向上事業

1. 経営力育成支援

- 事業所等の経営力育成・強化に向け、専門家等による効果的な工賃向上計画の策定や管理者の意識向上のための支援を実施

2. 品質向上支援

- 事業所が提供する物品等の品質向上に向け、共同受注窓口と専門家等の連携による技術指導や品質管理に係る助言等の支援を実施

3. 事業所職員の人材育成支援

- 事業所の職員を対象に、商品開発や販売戦略、生産活動への企業的手法の導入及びICT機器の活用や知識向上のための研修等の実施

4. 販路開拓・広報支援

- 商品やサービスのPRを行うとともに、販売会・商談会を実施
- 事業所の製品を販売するオンラインショップや地域の事業所・共同受注窓口に関する情報提供機能等を盛り込んだポータルサイトの開設・運営等、事業所の製品等に係る広報・情報提供事業をオンラインにて実施

② 在宅就業マッチング支援等事業

- 在宅障害者に対するICTを活用した就業支援体制の構築や販路開拓等を行うことにより、在宅障害者が能力等に応じて活躍できる支援体制の構築を支援

③ 共同受注窓口の機能強化事業

- 関係者による協議体の設置により共同受注窓口の機能を強化することで、都道府県域を越えた受発注も含めた、企業等と障害者就労施設等との受発注のマッチングを促進し、障害者就労施設等に対する官公需や民需の増進を図ることに加え、農福連携に係る共同受注窓口の取組を行うことを支援する。

(2) 特別事業（補助率：1/2）

農福連携等による障害者の就労促進プロジェクト

- 専門家を派遣することによる農業・林業・水産業等に係る技術指導や6次産業化に向けた支援、農業に取り組む事業所によるマルシェの開催支援を実施
- **障害福祉分野と農業分野の関係者の相互理解促進の実施**

3 実施主体等

- ◆ 実施主体：都道府県
- ◆ 補助率：国1/2、都道府県1/2

4 事業実績

- ◆ 実施自治体数：47都道府県
(47都道府県)
- ※ 令和4年度交付決定ベース、括弧は令和3年度実績

① 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業（地域生活支援促進事業）

令和6年度予算案：5.8億円(令和5年度予算額：6.0億円)

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築支援事業

令和6年度予算案：44百万円（令和5年度予算額：39百万円） ※（）内は前年度当初予算額

① 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業

保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、行政職員、医療機関の職員、地域援助事業者、当事者、ピアサポーター、家族、居住支援関係者等の様々な立場の者が協働し、障害保健福祉圏域等の単位で精神保健医療福祉に関する重層的な連携による支援体制を構築する。また、精神障害者等の日常生活圏域を基本として、市町村などの基礎自治体を基盤として進めていく必要があることから、都道府県等は市町村との協働により、精神障害者等のニーズや、地域の課題を共有化した上で、地域包括ケアシステムの構築に資する取組を推進する。

<実施主体> 都道府県・指定都市・特別区・保健所設置市

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築支援事業

◆国において、地域包括ケアシステムの構築の推進に実践経験のあるアドバイザー（広域・都道府県等密着）から構成される組織を設置する。

◆都道府県・指定都市・特別区は、広域アドバイザーのアドバイスを受けながら、都道府県等密着アドバイザーや構築推進サポーター等と連携し、障害保健福祉圏域（障害保健福祉圏域・保健所設置市）及び市町村における、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進する。

◆関係者間で情報やノウハウを共有するため、ポータルサイトの設置等を行う。

<参加主体> 都道府県・指定都市・特別区・保健所設置市

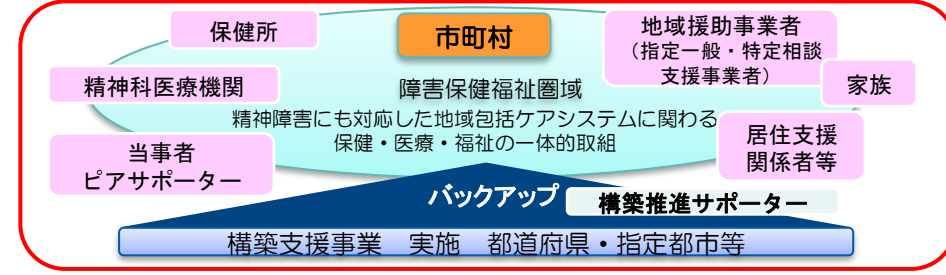
※①及び②の事業はそれぞれ単独で実施することが可能

① 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築支援事業

【事業内容】（1のうち協議の場の設置は必須とする）

1. 精神保健医療福祉体制の整備に係る事業
2. 普及啓発に係る事業
3. 住まいの確保と居住支援に係る事業
4. 当事者、家族等の活動支援及びピアサポートの活用に係る事業
5. 精神医療相談・医療連携体制の構築に係る事業
6. 精神障害を有する方等の地域生活支援に係る事業
7. 地域生活支援関係者等に対する研修に係る事業
8. 市町村等における相談支援体制の構築に係る事業
9. その他、地域包括ケアシステムの構築に資する事業



◆ 個別相談・支援（オンライン、電話、メール）、現地での技術的助言、都道府県等研修への協力 等

国（構築支援事業事務局）

全国会議の企画・実施、普及啓発イベントの開催、アドバイザー（広域・密着AD）等の合同研修会の開催、地域包括ケアシステム構築に向けた取組に資する事例集の作成、地域包括ケアシステム構築状況の評価、市町村における相談支援業務に係る指導員育成のための研修開催 等

市町村長同意による医療保護入院者等を対象に、精神科病院を訪問し、生活に関する一般的な相談に応じ、本人の体験や気持ちを丁寧に聴くとともに、必要な情報提供を行う支援体制を構築する。

【目的】 都道府県等における訪問支援体制の構築
【実施主体】 都道府県、指定都市、保健所設置市、特別区
【補助率】 1 / 2

【財源措置】 ・会議の設置に係る経費
・訪問支援員に対する研修経費
・訪問支援員の派遣に係る経費

訪問支援員を希望



訪問支援員を派遣



訪問支援員の役割

- ・精神科病院を訪問し、生活に関する一般的な相談に応じ、体験や気持ちを丁寧に聴く
- ・必要な情報提供を行う

都道府県等

事務局

- ・訪問支援員に対する研修
- ・訪問支援員選任に関する事務
- ・派遣に関する事務等

訪問支援の仕組みを説明



市町村長同意による入院患者等

病院

心のサポーター養成事業（令和3年度～）

令和6年度予算案 28百万円
(令和5年度予算額 28百万円)

- 世界精神保健調査では、我が国の精神障害へ罹患する生涯有病率が22.9%であり、精神疾患は誰でも罹患しうることが報告されている。
- 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る検討会」においても、地域住民への普及啓発を進めるにあたり、メンタルヘルス・ファーストエイドへの賛同が既に得られている。※メンタルヘルス・ファーストエイドとは、地域の中で、メンタルヘルスの問題をかかえる人に対し、住民による支援や専門家への相談につなげる取り組み。
- 今般、新型コロナウイルス感染症に係る心のケアの充実が求められている中、平時からの心の健康への対策や普及啓発は急務である。

心のサポーター養成の仕組み

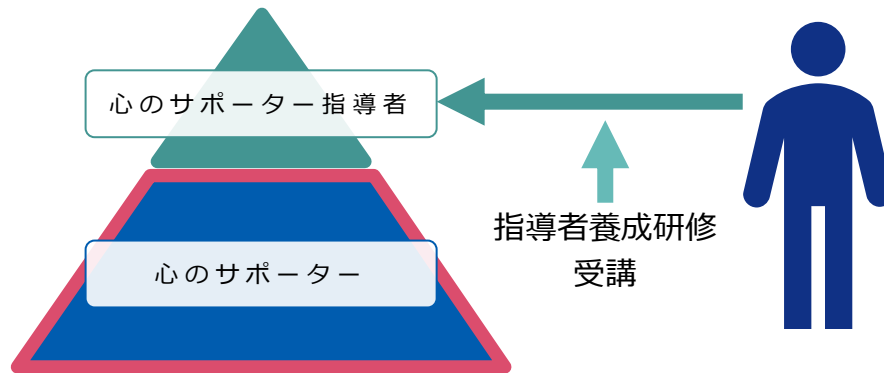
※心のサポーターの養成体制

◎心のサポーター指導者

- 精神保健に携わる者
または心の応急処置に関する研修をすでに受講している者
- 2時間の指導者養成研修を受講

◎心のサポーター

2時間の実施者養成研修を受講



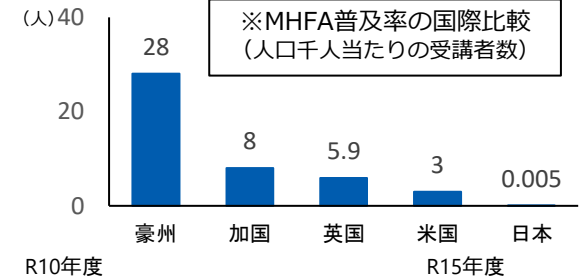
- 医師、保健師、看護師、精神保健福祉士、公認心理師等の精神保健に携わる者
- メンタルヘルス・ファーストエイド等の心の応急処置に関する研修を既に受講している者等

心のサポーターとは

「メンタルヘルスやうつ病や不安など精神疾患への正しい知識と理解を持ち、メンタルヘルスの問題を抱える家族や同僚等に対する、傾聴を中心とした支援者」（小学生からお年寄りまでが対象）

⇒メンタルヘルス・ファーストエイドの考え方に基づいた、

2時間程度で実施可能な双方向的研修プログラムを使用（座学+実習）



| 今後の方向性 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 | R10年度 | R15年度 |
|--------------|-------|---------|------|------|----------------------------------|-----------------|
| 養成研修プログラム作成 | 8自治体* | 18自治体** | | | ※養成研修と指導者養成研の実績は、令和3年度と令和4年度の合計数 | |
| 養成研修(モデル地域) | 939人 | 3,450人 | | | | |
| 養成研修(全国) | | | | | R6年度から5年で38万人 | R6年度から10年で100万人 |
| 指導者養成マニュアル作成 | | | | | | |
| 指導者養成研修 | 47人 | 143人 | | | | |

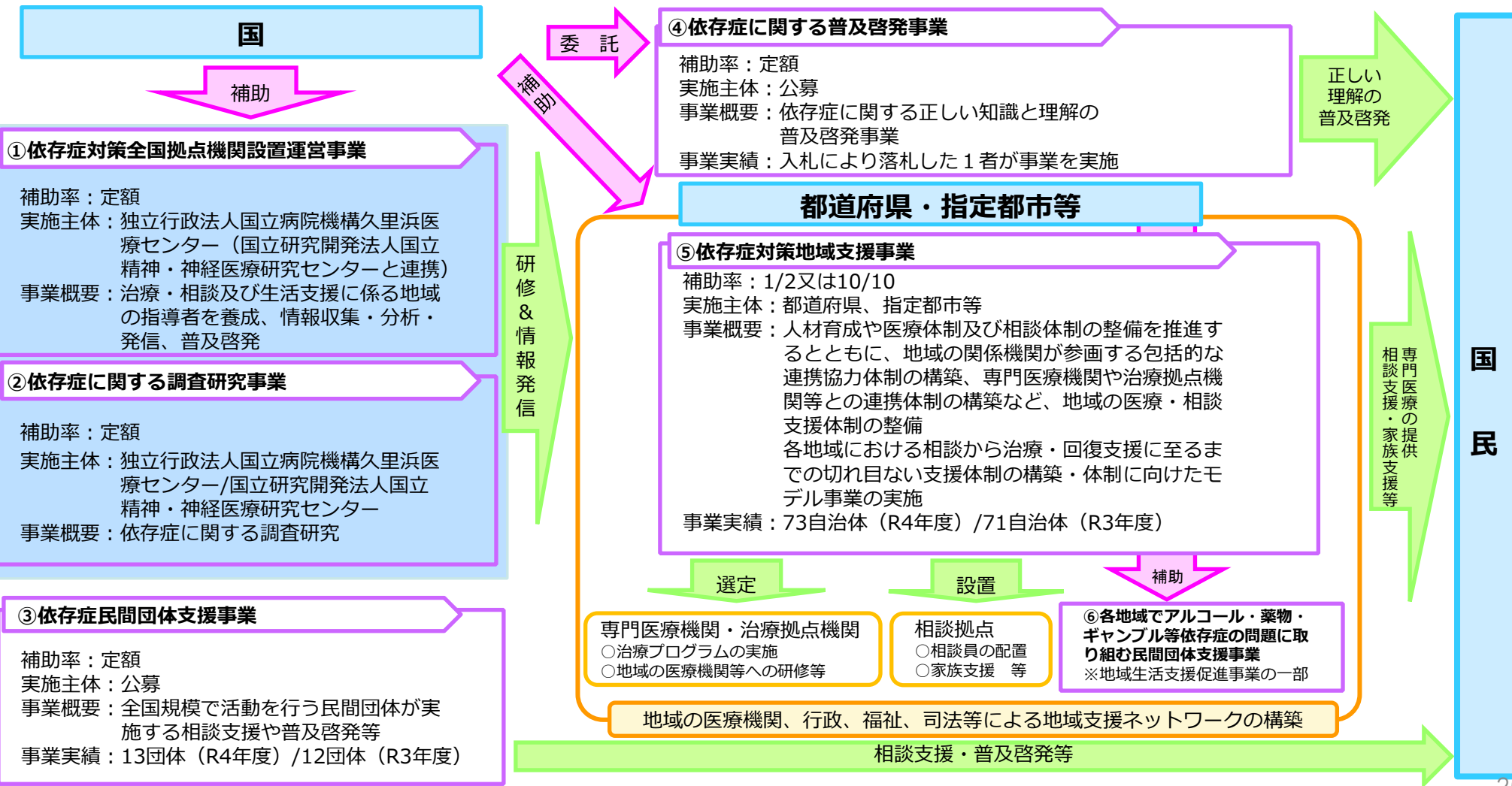
令和6年度当初予算案 8.4億円（8.4億円） ※（）内は前年度当初予算額

※令和5年度補正予算 2.5億円

1 事業の目的

- 依存症は、その疾病の特性から誤解や偏見があり、依存症と疑われる方やその家族が相談等につながりづらく、十分な治療・支援が受けられていない場合があるといった課題がある。このため、各地域における支援ネットワーク構築、全国拠点機関による人材育成・情報発信や、依存症の正しい理解の普及啓発などを総合的に行う。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等



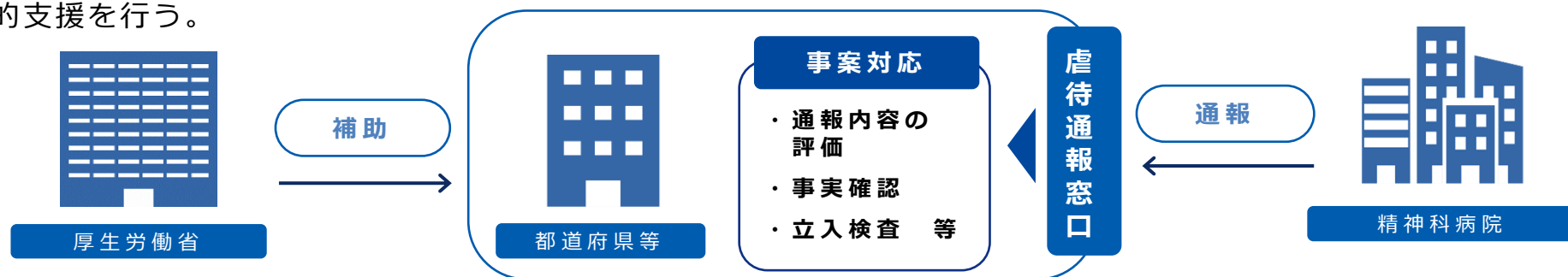
令和6年度予算案 41百万円（一百万円）※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

昨年の精神保健福祉法改正により、令和6年4月以降においては、精神科病院の業務従事者による虐待を受けたと思われる患者を発見した者は速やかに都道府県・指定都市に通報することが義務付けられるため、精神科病院に対する指導監督権限を有する都道府県・指定都市において、虐待通報窓口を設置し、虐待事案に対し適切な対応するために必要な経費について財政的支援を行うことにより、虐待の防止や障害者の保護等の対応ができる体制を整備する。

2 事業の概要・スキーム

都道府県・指定都市において、虐待通報窓口を設置し、虐待事案に対し適切な対応するために必要な経費について、財政的支援を行う。



3 実施主体等

実施主体：都道府県・指定都市

補助率：1 / 2